

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢指定管理者募集に係る質問及び回答

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	P12 7 申請資格	本年度6月、現在指定管理者である（公財）三重県体育協会の会長に三重県知事が就任されておりますが、申請資格のある団体となり得るのか。また、なり得る場合は、その説明についてもあわせてご教示ください。	当協会は、知事の会長就任にあたり、会長から代表理事及び理事としての職務権限を外しているため、募集要項13ページの(10)に記載のとおり、「三重県議会の議員、知事、副知事（以下一部省略）が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任していない法人等であること」に該当します。したがって、（公財）三重県体育協会は申請資格を有します。
2	P18 9 指定管理者の指定 (5) 審査の方法	資料5において基本協定書もお示しいただいており、発注者は県知事となることを理解しておりますが、本年度6月、現在指定管理者である（公財）三重県体育協会の会長に三重県知事が就任されております。審査の段階においては、三重県知事が代表である団体の申請については、客観的に公平な審査が行われるとは考え難い状況と考えますが、発注者としての考え方をお示しください。	5名の有識者で構成される指定管理者選定委員会において、申請者から提出された事業計画書等を、資料4の審査基準・採点表に基づいて厳正に審査しますので、公平性が失われることはありません。
3	P5 4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) ア貸館業務 (ア)	平成31年度における大規模大会の一覧表をご開示下さい。	平成31年度の大規模大会開催予定については、現指定管理者が管理している情報であり、県への報告を求めているものではありません。
4	P7 4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) ク県及び関係団体等との連携	事業への協力についての記載がありますが、現在、事業協力している活動について、継続すべき事項がある場合、活動内容や係る費用についてご開示願います。	現在、事業協力している活動内容について、現指定管理者から県への報告は求めています。各事業への協力については、第4期指定管理者を選定するうえで重要な内容となりますので、指定管理申請者において、その提案内容を事業計画書に記載してください。
5	P8 4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) コ飲食サービス及び物品販売サービスその他のサービスの提供	自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付する旨の記載がありますが、過去3ヵ年における実績についてご開示下さい。	自動販売機設置に伴う収入の2分の1の県への納付は、県有施設である当施設においては、平成31年度開始の指定管理期間から適用します。したがって、過去の実績はありません。
6	P11 6 管理に要する経費等	消費税の考え方について、記載はありますが、条例で定められている利用料金については、どのような考え方において収支計画書を作成すればよろしいでしょうか。考え方をご教示下さい。	平成31年度に消費税率の変更があれば、条例に定める利用料金についても改正を行う予定です。資料6の「指定管理料上限額の消費税の考え方」の記載に従い、収支計画書を作成してください。
7	P16 7 申請資格 (4) 申請書類の受付 (D) 収支計画に関する事項	ダンピング受注防止については労働者の不当に低い賃金を抑止するため、三重県が発注する工事や物件関係の契約において、入札額の積算内訳書の提出が求められておりますが、指定管理料の積算においても同様に積算内訳書の提出を義務付ける必要があると考えますが、ご見解をお願いしたいと思います。	今回の指定申請書においては、積算内訳書の提出を求めていますませんが、次回の指定管理者募集に向けて検討していきたいと考えています。